

平成 28 年第 4 回小城市議会定例会提案理由

(平成 28 年 11 月 30 日開会)

おはようございます。本日ここに、平成 28 年第 4 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

【先議分】

それでは、これより本議会に提案いたしております議案のうち、先議をお願いしたい分から提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第 73 号 小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、小城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例、小城市教育委員会教育長の給与等に関する条例及び小城市国民健康保険病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、期末手当の支給割合を改正するものでございます。

次に、議案第 74 号 小城市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、小城市職員の給与に関する条例、小城市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、小城市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び小城市国民健康保険病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、給料表、勤勉手当の支給割合及び扶養手当の額を改正するものでございます。

次に、議案第 75 号 平成 28 年度小城市一般会計補正予算（第 5 号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 975 万 8 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 221 億 8,473 万 5 千円とするものでございます。

補正の内容は、議案第 73 号及び議案第 74 号の特別職及び一般職の給与等に係る国・県の勧告による人件費の増でございます。

次に、議案第 76 号 平成 28 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 60 万 5 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 8,377 万 6 千円とするものでございます。

補正の内容は、職員の給与等に係る県の勧告による人件費の増でございます。

次に、議案第 77 号 平成 28 年度小城市水道事業会計補正予算（第 2 号）でございますが、収益的支出の水道事業費の営業費用を 52 万 6 千円追加し、予備費を 52 万 6 千円減額するもので、既定の予算総額に変更はありません。

補正の内容は、営業費用では、職員の給与等に係る県の勧告による人件費の増でございます。また、予備費の減額は収支の調整のためのものでございます。

次に、議案第 78 号 平成 28 年度小城市病院事業会計補正予算（第 2 号）でございますが、収益的支出の病院事業費用の医業費用を 297 万 9 千円追加し、収益的支出を 12 億 6,079 万 7 千円とするものでございます。

補正の内容は、職員の給与等に係る国・県の勧告による人件費及び育児休業に伴う人件費を補正するものでございます。

以上、先議分の議案につきましては、その概要を説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【通常分】

続きまして、本議会に提案いたしております議案の提案理由を説明申し上げます。

まず、議案第79号 小城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴い、小城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、介護のため、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる休暇の新設を行うものでございます。

次に、議案第80号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、小城市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございます。

次に、議案第81号 小城市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、小城市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、引用する条文を改めるものでございます。

次に、議案第 82 号 小城市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、助成対象者の負担軽減を図るため、小城市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、小中学生の医療費の助成方法について、助成対象者の申請に基づき行う償還払いから、保険医療機関等の請求に基づき行う現物給付に変更するものでございます。

次に、議案第 83 号 小城市立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、平成 29 年 3 月に芦刈幼稚園が民営化により閉園することに伴い、小城市立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、芦刈幼稚園の閉園に伴う改正及び附則による関係条例の規定等の改廃を行うものでございます。

次に、議案第 84 号 小城市道路線の認定についてでございますが、本議案の芦刈中村線につきましては、有明海沿岸道路の整備に伴い、国道 444 号と国道 444 号バイパスを繋ぐ道路として整備されたもので、国から移管を受け、市道として管理する必要があるので、道路法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、予算関係議案につきまして説明申し上げます。

まず、議案第 85 号 平成 28 年度小城市一般会計補正予算（第 6 号）でございますが、前号の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 373 万 2 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 223 億 8,846 万 7 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正は、小城市立地適正化計画策定事業の総額及び年割額を変更するものでございます。

第 3 表 地方債補正は、社会資本整備総合交付金事業「維持補修・公共事業等債」及び同事業「橋りょう補修・公共事業等債」を追加し、社会資本整備総合交付金事業「スマートインターチェンジ整備事業・合併特例債」及び道路橋りょう災害復旧事業「公共土木施設災害復旧事業債」の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて説明申し上げます。

まず、第3款 民生費では、生活保護扶助費のほか、介護給付費・訓練等給付支給事業などを計上しております。

第6款 農林水産業費では、森林環境保全直接支援事業等を計上しております。

第8款 土木費では、社会資本整備総合交付金事業（橋りょう補修）のほか、急傾斜地崩壊防止事業等を計上しております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましても、市税及び各種事業に伴う分担金及び負担金、国・県支出金、諸収入、市債の増のほか、基金利子に伴う財産収入の増、財源調整として基金繰入金を計上するものでございます。

次に、議案第86号 平成28年度小城市授産場特別会計補正予算（第2号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ60万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,576万8千円とするものでございます。

補正の内容は、歳出では、箱製造及び段ボール加工事業の需用費を追加するものでございます。歳入につきましても、一般会計繰入金を追加するものでございます。

次に、議案第 87 号 平成 28 年度小城市下水道特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、前号の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 236 万 7 千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 23 億 8,140 万 9 千円とするものでございます。

第 2 表 地方債補正は、公営企業会計適用債の借入限度額の追加及び公共下水道事業債の借入限度額を変更するものでございます。

補正の内容は、歳出では、公共下水道事業の工事請負費の追加及び管理委託料の確定見込みによる減額でございます。歳入につきましては、消費税還付及び事業協力金に伴う諸収入の増額、各種事業に伴う繰入金の減額及び市債の増額を行うものでございます。

次に、議案第 88 号 平成 28 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、国庫補助金の額の確定による財源組替でございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。